

四半期報告書

(第9期第1四半期)

自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日

株式会社新生銀行

(E03530)

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態及び経営成績の分析	4

第3 設備の状況 18

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	19
(2) 新株予約権等の状況	20
(3) ライツプランの内容	49
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	49
(5) 大株主の状況	49
(6) 議決権の状況	50

2 株価の推移 51

3 役員の状況 51

第5 経理の状況 52

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	53
(2) 四半期連結損益計算書	55
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	56

2 その他 72

第二部 提出会社の保証会社等の情報 72

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月13日
【四半期会計期間】	第9期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	株式会社新生銀行
【英訳名】	Shinsei Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 ティエリー ポルテ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
【電話番号】	03-5511-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部次長 中島 敦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
【電話番号】	03-5511-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部次長 中島 敦
【縦覧に供する場所】	株式会社新生銀行大阪支店 （大阪市中央区瓦町三丁目5番7号） 株式会社新生銀行名古屋支店 （名古屋市中区栄三丁目1番1号） 株式会社新生銀行大宮支店 （さいたま市大宮区桜木町一丁目9番1号） 株式会社新生銀行ららぽーと支店 （千葉県船橋市浜町二丁目1番1号） 株式会社新生銀行横浜支店 （横浜市西区南幸一丁目9番13号） 株式会社新生銀行神戸支店 （神戸市中央区三宮町三丁目7番6号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

		平成20年度 第1四半期連結 累計(会計)期間	平成19年度
		(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 6月30日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)
経常収益	百万円	142,020	593,503
経常利益	百万円	7,798	11,222
四半期純利益	百万円	10,863	—
当期純利益	百万円	—	60,108
純資産額	百万円	975,813	965,261
総資産額	百万円	12,532,682	11,525,762
1株当たり純資産額	円	363.15	364.35
1株当たり四半期純利益 金額	円	5.53	—
1株当たり当期純利益金 額	円	—	38.98
潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額	円	-	—
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円	—	32.44
自己資本比率	%	5.7	6.2
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	562,837	317,139
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△572,001	△191,205
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△7,498	8,588
現金及び現金同等物の四 半期末(期末)残高	百万円	389,275	405,926
従業員数	人	5,282	5,245

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

なお、1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	5,282 [1,437]
---------	------------------

(注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含んでおります。

2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外書で記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	1,916 [304]
---------	----------------

(注) 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当第1四半期会計期間の平均人員を外書で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

なお、当行は、平成20年7月11日開催の取締役会の決議に基づき、同日付で、ゼネラルエレクトリック（GE）グループにおける消費者金融業務を行うGEジャパン・ホールディングス合同会社との間で、同社の子会社であるGEコンシューマー・ファイナンス株式会社及びその子会社の買収に関して合意いたしました。

その詳細につきましては、「第5 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「重要な後発事象」をご参照ください。

なお、本件買収は、当局からの必要な許認可などクロージングのための条件が満たされることを前提として、平成20年9月末までに完了の予定です。

3【財政状態及び経営成績の分析】

当第1四半期連結会計期間（平成20年4月1日～平成20年6月30日）における日本経済は、米国をはじめとした海外経済の減速による輸出の鈍化や、原油などのエネルギー・原材料価格の高騰等の影響で、減速の度合いを強めてきております。また、サブプライムローン問題の長期化の影響もあり、国内外の金融市場は依然安定性を欠いております。

このような状況にあつて、国内長期金利（10年国債利回り）は、物価上昇懸念等から、6月中旬には一時1.8%を超える水準にまで上昇いたしました。6月末には1.6%台となりました。また、国内短期金利につきましては、概ね低位水準のまま推移しました。さらに、日経平均株価は、この6月末時点では3月末時点に比べて約1,000円上昇したものの、13,500円程度にとどまっており、本格的な回復には至っておりません。また、ドル円相場では今年3月に一時1ドル=100円を割り込みましたが、この第1四半期では1ドル=100円から108円程度のレンジで推移しております。

このような経営環境下、当行は以下の通り業務を遂行してまいりました。

既に平成19年度決算発表時に申し上げたとおり、引き続きお客さまを中心としたビジネス展開を図るとともに、株主価値の向上に注力し、最も成長性が高く、最も高収益な国内の金融サービス業を目指すための諸施策を講じることといたしました。

まず、法人ならびに個人のお客さまにより良い商品とサービスを提供するため、従来の、投資銀行業務、リテールバンキング業務、コンシューマーアンドコマースファイナンスの3つの戦略分野を法人向け、個人向けの2つに集約することといたしました。具体的には、この6月25日をもって、上記の3つの戦略分野をインスティテューショナル部門、個人部門の2つに集約することをベースとした組織の変更を行い、業務推進体制の整備に努めております。

インスティテューショナル部門につきましては、引き続きコーポレートローン、ノンリコースローンといった貸出業務を推進するとともに、厳しい環境下ではありましたが、証券化、クレジットトレーディング、キャピタルマーケット関連業務、アドバイザー業務、アセットマネジメント業務等にも前向きに取り組みました。また7月1日には、子会社である昭和リース株式会社が、株式会社きらやかホールディングス（本社：山形市。以下「同社」。）から同社傘下のきらやかリース株式会社（以下「きらやかリース」。）の発行済株式総数の92.6%を譲り受けて子会社とするとともに、きらやかリースの業務維持・拡大のため、同社との間で基本業務提携契約を締結しており、リース業務のさらなる拡大を図っております。

個人部門につきましては、ロシアの上場株式を主要投資対象とした「新生・トロイカ ロシアファンド」や、従来の投資型年金保険の運用機能に加えて介護保障機能をも併せ持った「新生パワー介護年金」の販売を行うとともに、南アフリカランドとノルウェークローネの外貨預金取り扱いを開始するなど、お客さまの多様な運用ニーズに応えるべく、運用商品の拡充を図りました。また、携帯電話による振込み、振替え、口座情報照会などのサービスを提供するモバイルバンキング「新生モバイルダイレクト」を開始する等、お客さまの利便性向上にも努めております。この結果、当第1四半期の「PowerFlex」（パワーフレックス）口座は前期末比42千口座増加し、当第1四半期末の口座数は従来からの口座を含めて約223万口座となりました。また、住宅ローンにつきましては、繰上返済手数料無料や長期固定金利タイプの取り扱いなどの商品性が評価され、「パワースマート住宅ローン」は前期末比8.3%増の8,607億円に達しております。加えて、インターネットでお申込みいただける、無担保で最高500万円までの契約が可能なカードローン「新生銀行スマートカードローン」のサービスも開始しました。さらにコンシューマーファイナンスにつきましては、上限金利の引き下げなど「貸金業の規制等に関する法律」改正を含む様々な法制度や規制の強化による影響に備えた当行グループ全体での業務の合理化・効率化等を引き続き推進いたしました。

次に、コストの合理化や株主付加価値（SVA）という経営指標の導入を含む業務の最適化を推進することといたしました。

さらに、顧客基盤の自立的拡大とともに適切な事業分野の成長に向けた積極的なM&Aも検討していくことといたしました。

このうち、M&Aにつきましては、平成20年7月11日に、GEジャパン・ホールディングス合同会社（東京都港区）との間で、同社子会社であるGEコンシューマー・ファイナンス株式会社（以下「GEコンシューマー・ファイナンス」）およびその子会社の全事業につき総額5,800億円で取得することにつき合意いたしました。本合意によって、当行は「レイク」ブランドの個人ローンをはじめとしたGEコンシューマー・ファイナンスのアセットを全て取得することとなり、その結果、経験豊かで優秀な経営陣、220万人に上る顧客、8,840億円（平成19年12月末時点）のローン残高が、当行のリテールバンキングおよび既存のコンシューマーファイナンスの業務基盤に加わることになり

ます。今後、さらにこれらの既存の業務との大きなシナジー効果を見込んでおり、当行が進めている、日本の新しいコンシューマーファイナンスのあり方を構築するという先駆的な取り組みを一層前進させてまいります。なお、本件買収は、当局からの必要な許認可などクロージングのための条件が満たされることを前提として、平成20年9月末までに完了の予定です。

(1) 業績の状況

<連結経営成績>

以上のような事業の経過のもと、当第1四半期の連結経営成績は以下のとおりとなりました。なお、連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業全体の業績を記載しております。

当第1四半期においては、経常収益は、1,420億円（前第1四半期比109億円減少）、経常費用は1,342億円（同比64億円増加）となり、経常利益は77億円（同比174億円減少）となりました。

このうち、貸出金利息の増加等により、資金運用収益から資金調達費用を控除したネットの資金利益は357億円（同比88億円増加）と比較的順調であったものの、米国住宅ローン問題に端を発する厳しい環境下にあつて、マーケット業務全般が低調だったこと、また欧州向けのアセットバック投資に係る減損・評価減等を計上したことなどから、役務取引等利益、特定取引利益、その他業務利益はいずれも同比减少しております。

また、特別損益は70億円の益（同比134億円減少）となりました。

このうち、特別利益においては、平成20年5月に、連結子会社である長和建物株式会社が保有し、当行が目黒フィナンシャルセンター並びにITおよびオペレーションセンターとして使用している目黒の土地・建物を売却した際の売却益102億円を計上しております。なお、前第1四半期においては、子会社株式売却に伴う売却益203億円を特別利益に計上いたしました。

以上の結果、当第1四半期の税金等調整前四半期純利益は148億円（同比309億円減少）となりました。

さらに、法人税等調整額は23億円（益）を計上しました。また、少数株主利益は当行連結子会社が発行した優先出資証券にかかる配当支払い等が含まれておりますが、当第1四半期においては42億円（損）を計上いたしました。

以上の結果、税金等調整後の四半期純利益は108億円（同比203億円減少）となりました。

<連結財政状態>

当第1四半期末における連結財政状態につきましては、総資産12兆5,326億円（前連結会計年度末比1兆69億円増加）、純資産9,758億円（同比105億円増加）となりました。

主要な勘定残高につきましては、貸出金は住宅ローン増加等により5兆6,641億円（同比418億円増加）となりました（業種別貸出状況については以下のとおりであります。）。また、有価証券は国債運用分の増加により2兆5,879億円（同比6,076億円増加）となっております。一方、預金・譲渡性預金は個人分・法人分とも増加して6兆1,091億円（同比3,024億円増加）、また債券・社債は1兆1,160億円（同比272億円増加）となっております。

不良債権につきましては、金融再生法ベースの開示債権（単体）において、当第1四半期末で361億円（前連結会計年度末531億円）、不良債権比率0.64%（同0.95%）となっている等、引き続き低い水準を維持しております。

なお、銀行法に基づく連結自己資本比率（国内基準）は、当第1四半期末時点で12.01%（Tier I比率7.58%）となっております。

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成20年6月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	5,521,899	100.00
製造業	202,497	3.67
農業	2	0.0
林業	-	-
漁業	2,800	0.05
鉱業	4,535	0.08
建設業	18,243	0.33
電気・ガス・熱供給・水道業	75,720	1.37
情報通信業	48,988	0.89
運輸業	368,706	6.68
卸売・小売業	134,164	2.43
金融・保険業	1,040,996	18.85
不動産業	1,278,786	23.16
各種サービス業	359,915	6.52
地方公共団体	283,253	5.13
その他	1,703,287	30.84
海外及び特別国際金融取引勘定分	142,202	100.00
政府等	1,302	0.92
金融機関	-	-
その他	140,900	99.08
合計	5,664,102	—

（注） 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況 (単体)

(1) 損益の概要

	前第1四半期会計期間 (百万円) (A)	当第1四半期会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	42,235	24,219	18,015
金銭の信託運用損益	10,176	8,124	△2,051
経費 (除く臨時処理分)	20,392	22,075	1,682
人件費	8,540	9,154	614
物件費	10,865	11,919	1,053
税金	986	1,001	14
実質業務純益	21,842	2,144	△19,698
うち債券関係損益	1,572	△3,244	△4,817
臨時損益(除く金銭の信託運用損益)	1,315	△767	△2,082
株式関係損益	1,504	△16	△1,520
不良債権処理損失	—	181	181
貸出金償却	—	181	181
個別貸倒引当金純繰入額	—	—	—
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—	—
その他の債権売却損等	—	—	—
その他臨時損益	△189	△570	△381
経常利益	20,701	△741	△21,442
特別損益	1,101	△607	△1,709
うち固定資産処分損益	△21	△132	△110
税引前四半期純利益 (△は税引前四半期純損失)	21,803	△1,348	△23,152
法人税、住民税及び事業税	△8,546	△3,196	5,349
法人税等調整額	6,533	—	△6,533
四半期純利益	23,817	1,847	△21,969

(注) 1. 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役員取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支＋金銭の信託運用損益

金銭の信託運用損益は臨時損益に含まれますが、当行が注力している投資銀行業務部門の損益であることから、本来業務にかかる損益ととらえております。

2. 実質業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、本表では業務費用から控除されているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。本表では、さらに金銭の信託運用損益を除いた金額を記載しております。

5. 債券関係損益＝国債等債券売却益－国債等債券売却損－国債等債券償却

6. 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

7. 当第1四半期会計期間の貸倒引当金は全体で2,168百万円の取崩超(うち、一般貸倒引当金については1,552百万円の取崩)のため、当該金額を特別利益に計上しております。なお前第1四半期の貸倒引当金は全体で981百万円の取崩超(うち、一般貸倒引当金については898百万円の取崩)となっております。

2. ROE(単体)

	前事業年度(%)	当第1四半期会計期間(%)
実質業務純益ベース	11.39	1.19
当期純利益ベース	8.99	1.02

3. 預金・債券・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・債券・貸出金の残高

	前事業年度(百万円) (A)	当第1四半期会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B)－(A)
預金(末残)	5,865,130	6,164,856	299,725
預金(平残)	5,812,963	6,045,108	232,145
債券(末残)	663,134	685,302	22,167
債券(平残)	680,410	664,371	△16,038
貸出金(末残)	5,356,363	5,447,134	90,770
貸出金(平残)	5,183,545	5,424,328	240,782

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

(2) 個人・法人別預金残高 (国内)

	前事業年度 (百万円) (A)	当第1四半期会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	3,960,174	4,081,849	121,674
法人	1,301,368	1,382,227	80,858
合計	5,261,543	5,464,077	202,533

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当第1四半期会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	811,162	876,985	65,823
住宅ローン残高	811,162	876,974	65,811
その他ローン残高	—	11	11

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成20年3月31日	平成20年6月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	476,296	476,296
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	43,558	43,558
	利益剰余金	302,535	307,459
	自己株式（△）	72,566	72,567
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	5,773	659
	その他有価証券の評価差損（△）	35,073	36,136
	為替換算調整勘定	1,872	3,613
	新株予約権	1,257	1,444
	連結子法人等の少数株主持分	160,564	170,253
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	147,101	155,878
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	142,239	139,975
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	23,676	22,748
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	15,354	15,094
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（△）	11,630	15,502
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 （上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
計 (A)	679,770	699,942	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	77,290	81,902	

項目		平成20年 3 月 31 日	平成20年 6 月 30 日
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	5,798	6,156
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	529,245	538,764
	うち永久劣後債務 (注2)	184,597	188,454
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	344,648	350,309
	計	535,044	544,920
	うち自己資本への算入額 (B)	530,281	544,582
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目 (注4) (D)	128,093	135,385
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	1,081,958	1,109,140
リスク・アセ ット等	資産 (オン・バランス) 項目	6,629,653	6,670,766
	オフ・バランス取引等項目	1,868,054	1,682,143
	信用リスク・アセットの額 (F)	8,497,708	8,352,910
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H) / 8%) (G)	251,384	415,590
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	20,110	33,247
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J) / 8%) (I)	463,478	463,478
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (J)	37,078	37,078
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額 が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た 額 (K)	—	—
	計 ((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	9,212,570	9,231,979
連結自己資本比率 (国内基準) = E / L × 100 (%)		11.74	12.01
(参考) Tier 1 比率 = A / L × 100 (%)		7.37	7.58

(注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等 (海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。) であります。

2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成20年 3 月 31 日	平成20年 6 月 30 日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	476,296	476,296
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	43,558	43,558
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	11,035	11,035
	その他利益剰余金	306,240	302,314
	その他	147,101	155,878
	自己株式（△）	72,557	72,557
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	5,773	659
	その他有価証券の評価差損（△）	35,024	36,432
	新株予約権	1,257	1,444
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	14,281	14,281
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（△）	12,076	15,626
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 （上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
	計 (A)	845,777	850,970
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	77,290	81,902	

項目		平成20年 3 月 31 日	平成20年 6 月 30 日
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	2,601	2,778
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	448,245	457,764
	うち永久劣後債務 (注2)	103,597	107,454
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	344,648	350,309
	計	450,846	460,543
	うち自己資本への算入額 (B)	450,846	460,543
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目 (注4) (D)	92,730	90,938
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	1,203,893	1,220,575
リスク・ア セット等	資産 (オン・バランス) 項目	6,298,145	6,357,980
	オフ・バランス取引等項目	1,089,245	911,298
	信用リスク・アセットの額 (F)	7,387,390	7,269,278
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H) / 8%) (G)	252,032	388,260
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	20,162	31,060
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J) / 8%) (I)	254,052	254,052
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (J)	20,324	20,324
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額 が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た 額 (K)	—	—
	計 ((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	7,893,475	7,911,592
単体自己資本比率 (国内基準) = E / L × 100 (%)		15.25	15.42
(参考) Tier 1 比率 = A / L × 100 (%)		10.71	10.75

(注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等 (海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。) であります。

2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(*) 優先出資証券の概要

当行は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、連結自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」及び単体自己資本比率（国内基準）における「基本的項目」の中の「その他」に計上しております。

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei Finance II (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	同左
償還期日	定めなし	同左
任意償還	平成28年7月以降の各配当支払日に任意償還可能（但し、金融庁の事前承認が必要）	同左
発行総額	775百万米ドル	700百万米ドル
払込日	平成18年2月23日	平成18年3月23日
配当支払日	毎年7月20日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）	毎年7月25日（但し、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする）
配当率	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年6.418%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用されるとともにステップアップ配当が付与される。	平成28年7月の配当支払日までの配当期間については固定配当率（年7.16%）が適用される。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。なお、ステップアップ配当は付与されない。
配当支払に関する条件概要	以下の強制的配当停止事由及び任意配当停止事由のいずれにも該当しない場合、本優先出資証券に対して満額の配当が行われる。	同左
	強制的配当停止事由 破産事由、更生事由、清算事由、民事再生事由、支払不能事由、政府による宣言（注1）が発生した場合には、配当の支払は停止される。配当可能利益制限又は優先株式配当制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止又は減額される。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。	同左
	配当可能利益制限 当行の配当可能金額（前年度末の配当可能利益から当年度に当行優先株式（注2）に対して行われた又は行われる配当を控除した額。本優先出資証券と類似する証券が存在する場合は配当可能金額はさらに調整される。）が本優先出資証券の当年度の配当額を下回る場合には、その配当可能金額を上限として本優先出資証券に対する配当は支払われる。当年度に配当可能金額が無い場合には、配当は支払われない。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。	同左
	優先株式配当制限 当行優先株式への配当が減額又は支払われない場合には、本優先出資証券に対する配当も同割合に減額され又は支払われない。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。	同左

発行体	Shinsei Finance (Cayman) Limited	Shinsei Finance II (Cayman) Limited
配当支払に関する条件概要(続き)	<p>任意配当停止事由</p> <p>当行は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額（監督事由でない場合）することができる。但し、下記(2)の場合でも、当行が当行優先株式に配当を行う場合には、同割合で本優先出資証券に対しても配当を支払うものとする。停止又は減額された配当は翌期以降に累積しない。</p> <p>(1) 監督事由（注3）が発生した場合。</p> <p>(2) 直近に終了した会計年度について当行が当行普通株式に対する配当を行わない場合。</p>	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

(注) 1. 破産事由：破産法に基づく破産手続の開始決定

更生事由：会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定

清算事由：会社法に基づく解散や清算手続の開始

民事再生事由：民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定

支払不能事由：①債務不履行又はその恐れのある場合、又は当該配当により債務不履行又はその恐れのある場合。

②債務超過であるか又は当該配当により債務超過となる場合。

政府による宣言：監督当局が、当行が支払不能又は債務超過の状態にあること、あるいは当行を公的管理下に置くこと、又は第三者に譲渡することを宣言した場合。

2. 当行により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。

3. 当行の自己資本比率又は基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、又は当該配当により下回ることとなる場合。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1. から3. までの掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成20年3月31日	平成20年6月30日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	80	171
危険債権	155	137
要管理債権	296	53
正常債権	55,129	56,411

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期における連結キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、コールローン等、債券貸借取引支払保証金の増加等に対して、債券貸借取引受入担保金、コール・マネー等、預金及び譲渡性預金の増加等により5,628億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは、目黒フィナンシャルセンター等として使用している土地・建物の売却等による収入がある一方、国債を中心とした有価証券の取得が、売却・償還を大幅に上回ったこと等から5,720億円の支出、また財務活動によるキャッシュ・フローは、主として配当金の支払等により74億円の支出となりました。この結果、当第1四半期末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ166億円減少し、3,892億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

前連結会計年度の有価証券報告書において当行グループの対処すべき課題として掲げた課題1ないし6のうち、当第1四半期連結会計期間における重要な変更は、次のとおりであります。

4. お客様のニーズに応える商品・サービスの提供による長期的・安定的な収益の計上

当行グループは、多様化・高度化するお客様のニーズに対して、付加価値の高い商品・サービスをご提供していくために、新たな商品・業務分野の開拓に積極的に取り組んでおります。今後も、最新のテクノロジーを活用した柔軟性の高いシステム基盤をベースとして、従来以上にお客様のニーズにお応えする様々な商品・サービスをスピーディーにご提供することを通じて、長期的・安定的な収益の計上を目指してまいります。この目標を実現するために、平成20年度において当行は主に3つの方面からの施策への取り組みを実施しております。まず、当行グループ全体をより効率的に活用し、法人ならびに個人のお客様に、より良い商品とサービスを提供するため、従来の3つの戦略業務分野を、インスティテューショナル部門、個人部門の2つに集約いたしました。インスティテューショナル部門では、中堅企業、金融機関、公共部門や金融スポンサーなどをはじめとした法人のお客様に、また個人部門では、主にリテールバンキング、アプラスやシンキを中心に、富裕層から一般の方まで幅広い個人のお客様に商品・サービスを提供してまいります。次に、資本を有効に活用するための取り組みとして、コストの合理化や、株主付加価値(SVA)という経営指標の導入を含む業務の最適化に努めてまいります。そして3番目として、引き続き良質な顧客基盤の自律的拡大に注力しつつ、適切な事業分野の成長のために積極的にM&Aも検討していきます。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 【主要な設備の状況】

当第1四半期連結会計期間において、当行は、当行の連結子会社であります長和建物株式会社が保有しておりました設備を売却いたしました。

なお、売却後も引き続き賃借により同設備を当行目黒プロダクションセンターとして利用しております。

その主要な設備は、次のとおりであります。

	会社名	事業(部門) の別	店舗名 その他	所在地	設備の内容	前期末帳簿価額 (百万円)	売却年月
国内連結子会社	長和建物株式会社	その他の業務	当行目黒プロダクションセンター	東京都品川区	賃貸用オフィス	8,836	平成20年5月

(2) 【設備の新設、除却等の計画】

(1)に記載のとおり、前連結会計年度末において計画中であった当行目黒プロダクションセンターの売却については、平成20年5月に完了いたしました。

また、当第1四半期連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000,000
計	4,000,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成20年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,060,346,891	2,060,346,891	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
計	2,060,346,891	2,060,346,891	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21並びに会社法第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(イ) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	6,310 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,310,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき684円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき684円とし、そのうち1株につき342円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ロ) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成16年9月17日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	42 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき646円 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成26年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき646円とし、そのうち1株につき323円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成16年9月17日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第2回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ハ) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成16年12月2日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	25 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成16年12月2日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第3回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(二) 平成16年6月24日第4期定時株主総会決議及び平成17年5月24日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	250 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき551円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成26年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき551円とし、そのうち1株につき276円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び平成17年5月24日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役(社外取締役を除く)・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役(社外取締役を除く)・従業員との間で締結した第4回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ホ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	3,532 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,532,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第5回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の行使の条件	・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第5回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(へ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	2,210 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,210,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成19年7月1日以降とし、さらに平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第6回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第6回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ト) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	923 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	923,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第7回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第7回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(チ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	311 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	311,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき601円 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき601円とし、そのうち1株につき301円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第8回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第8回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(リ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成17年9月23日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	157 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	157,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第9回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成17年9月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第9回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ヌ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成17年9月23日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	53 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	53,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき697円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき697円とし、そのうち1株につき349円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第10回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成17年9月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第10回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ル) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年2月28日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	41 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	41,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき774円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき774円とし、そのうち1株につき387円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第11回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年2月28日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第11回新株予約権付与契約の定めるところによる。

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(フ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年2月28日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	14 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき774円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき774円とし、そのうち1株につき387円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第12回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年2月28日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第12回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ワ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	3,959 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,959,000 (注)2

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成20年6月1日 至 平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者は、原則として平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第13回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第13回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(カ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	2,527 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,527,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成18年6月1日 至 平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成20年6月1日以降とし、さらに平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第14回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第14回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(ヨ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,087 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,087,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成20年6月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第15回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第15回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(タ) 平成17年6月24日第5期定時株主総会決議及び平成18年5月23日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	162 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	162,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき825円 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成18年6月1日 至平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき825円とし、そのうち1株につき413円を資本に組み入れる。ただし、新株予約権の行使に際して、自己株式を移転するときには資本組入額は生じない。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、第16回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結した第16回新株予約権付与契約の定めるところによる。

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める新株予約権の目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行日以降、当行が株式分割・併合及び株主割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当行が他社と株式交換を行い当行が完全親会社となる場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

(レ) 平成18年6月27日第6期定時株主総会決議及び平成19年5月9日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	2,872(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,872,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき555円(注)3
新株予約権の行使期間	自平成21年6月1日 至平成29年5月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき555円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第17回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式（優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。）を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年5月9日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第17回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。(注)4</p>

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ソ) 平成18年6月27日第6期定時株主総会決議及び平成19年5月9日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,447(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,447,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき555円(注)3
新株予約権の行使期間	自平成19年6月1日 至 平成29年5月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき555円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第18回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式（優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。）を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び平成19年5月9日開催の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第18回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。(注)4</p>

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ツ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	140(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき527円(注)3
新株予約権の行使期間	自平成21年7月1日 至平成29年6月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき527円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が権利行使を行うことが出来るのは、平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第19回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種及び乙種優先株式（優先株式の取得条項又は取得請求権に基づく当行による取得の対価として当行普通株式が交付された場合には当該普通株式を含む。）を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権者との間で締結する第19回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうる。(注)4</p>

(注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ネ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び平成20年5月14日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	2,825(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,825,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき416円(注)3
新株予約権の行使期間	自平成22年6月1日至平成30年5月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき416円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成22年6月1日以降とし、さらに平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第20回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び平成20年5月14日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第20回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4</p>

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

(ナ) 平成19年6月20日第7期定時株主総会決議及び平成20年5月14日開催の取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	2,081(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,081,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の目的となる株式1株につき416円(注)3
新株予約権の行使期間	自平成20年6月1日至平成30年5月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株を発行する場合の発行価格は1株につき416円とし、増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続を完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ・新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成22年6月1日以降とし、さらに平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、第21回新株予約権付与契約の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ・本新株予約権の質入れその他切の処分は認めないものとする。 ・権利行使日の前取引日における東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が600円を超えるときにおいてのみ、行使可能とする。ただし、当行の甲種および乙種優先株式の取得請求権の行使に基づく当行による取得の対価として交付された当行普通株式を、預金保険機構もしくは株式会社整理回収機構、又は、その承継者として指定された者が保有しなくなった場合はこの限りではない。 ・その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び平成20年5月14日開催の取締役会決議に基づき、当行と本新株予約権の割当を受ける当行の取締役・執行役・従業員及び当行完全子会社の取締役・従業員との間で締結する第21回新株予約権付与契約の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権を譲渡するときは、当行の取締役会の承認を要するものとする。 ・本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当行が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付される。(注)4</p>

- (注) 1. 新株予約権1個の目的たる株式の種類及び数は当行普通株式1,000株とする。ただし、下記2.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
2. 当行が株式の併合、株式の分割又は株式無償割当を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式の併合、分割又は無償割当の比率}$$

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社がある事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権発行日以降、当行が株式の併合又は分割及び株主に対する割当として時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式の併合又は分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{株式の分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は減少株式数を減じる)

また、当行が他社と当行が存続会社となる吸収合併を行う場合、当行が株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得を行う場合、又は当行が新設分割もしくは吸収分割もしくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継を行う場合、当行は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとする。

①新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式。

②新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める。

⑤譲渡制限

新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要する。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	2,060,346	—	476,296,960	—	43,558,337

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 96,442,000	—	(注) 1
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,963,765,000	1,963,765	(注) 2
単元未満株式	普通株式 139,891	—	(注) 3
発行済株式総数	2,060,346,891	—	—
総株主の議決権	—	1,963,765	—

- (注) 1. 自己保有株式が96,422,000株、当行の子会社であるシンキ株式会社が保有している株式が20,000株含まれております。
2. 株式会社証券保管振替機構名義の株式が229,000株（議決権229個）含まれております。
3. 当行所有の自己株式が881株含まれております。

②【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町 二丁目1番8号	96,422,000	—	96,422,000	4.68
シンキ株式会社	東京都新宿区西新宿 一丁目6番1号 (新宿エルタワー28F)	20,000	—	20,000	0.00
計	—	96,442,000	—	96,442,000	4.68

(注) 上記「①発行済株式」の「完全議決権株式（自己株式等）」の内訳であります。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高（円）	463	474	427
最低（円）	326	374	360

（注）最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は次のとおりであります。

(1) 取締役の状況

該当事項はありません。

(2) 執行役の状況

① 新任執行役

該当事項はありません。

② 退任執行役

該当事項はありません。

③ 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
代表執行役 専務執行役	コーポレートガバナンス 部門長兼ジェネラルカウ ンセル	代表執行役 専務執行役	コーポレートガバナンス 部門長兼ジェネラルカウ ンセル兼政策管理室長	伊藤 彰	平成20年7月14日

第5【経理の状況】

1. 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）は、四半期連結財務諸表の作成初年度であるため、前第1四半期連結累計期間との対比は行っておりません。
3. 当第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）の四半期連結財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
現金預け金	※2 544,913	※2 505,630
コールローン及び買入手形	315,356	—
買現先勘定	—	2,014
債券貸借取引支払保証金	104,111	18,753
買入金銭債権	※2 468,392	※2 468,880
特定取引資産	※2 270,961	315,287
金銭の信託	370,278	371,572
有価証券	※2 2,587,902	※2 1,980,292
貸出金	※1,2 5,664,102	※1,2 5,622,266
外国為替	13,541	17,852
リース債権及びリース投資資産	※2 249,903	—
その他資産	※1,2,3 1,064,183	※1,2,3 1,100,151
有形固定資産	※2,4 74,660	※2,4 305,771
無形固定資産	※5 191,530	※5 233,174
債券繰延資産	138	125
繰延税金資産	35,620	28,238
支払承諾見返	705,545	701,717
貸倒引当金	△128,459	△145,966
資産の部合計	12,532,682	11,525,762
負債の部		
預金	※2 5,424,081	※2 5,229,444
譲渡性預金	685,042	577,189
債券	684,602	662,434
コールマネー及び売渡手形	※2 773,835	※2 632,117
債券貸借取引受入担保金	※2 863,543	※2 148,421
特定取引負債	158,949	205,011
借入金	※2 1,060,038	※2 1,127,227
外国為替	19	39
短期社債	101,300	73,600
社債	431,411	426,286
その他負債	611,040	708,749
賞与引当金	6,195	14,572
役員賞与引当金	99	249
退職給付引当金	4,540	4,660
役員退職慰労引当金	187	132
利息返還損失引当金	34,427	39,333
固定資産処分損失引当金	8,008	5,025
特別法上の引当金	4	4
繰延税金負債	3,993	4,283
支払承諾	※2 705,545	※2 701,717
負債の部合計	11,556,868	10,560,501

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
資本金	476,296	476,296
資本剰余金	43,558	43,558
利益剰余金	307,459	302,535
自己株式	△72,567	△72,566
株主資本合計	754,748	749,823
その他有価証券評価差額金	△36,136	△35,073
繰延ヘッジ損益	△9,030	△1,057
為替換算調整勘定	3,613	1,872
評価・換算差額等合計	△41,553	△34,258
新株予約権	1,444	1,257
少数株主持分	261,175	248,437
純資産の部合計	975,813	965,261
負債及び純資産の部合計	12,532,682	11,525,762

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

経常収益	142,020
資金運用収益	60,773
(うち貸出金利息)	47,362
(うち有価証券利息配当金)	11,106
役務取引等収益	14,929
特定取引収益	4,696
その他業務収益	※1 56,856
その他経常収益	※2 4,764
経常費用	134,221
資金調達費用	25,066
(うち預金利息)	10,886
(うち借入金利息)	4,238
(うち社債利息)	4,137
役務取引等費用	5,622
特定取引費用	1,918
その他業務費用	※3 46,510
営業経費	※4 44,215
その他経常費用	※5 10,888
経常利益	7,798
特別利益	※6 11,049
特別損失	※7 3,984
税金等調整前四半期純利益	14,863
法人税、住民税及び事業税	2,061
法人税等調整額	△2,339
少数株主利益	4,279
四半期純利益	10,863

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	14,863
減価償却費（リース資産を除く） のれん償却額	3,212
無形資産償却額	2,060
持分法による投資損益（△は益）	928
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△432
利息返還損失引当金の増減額（△は減少）	△17,506
為替差損益（△は益）	△4,906
特定取引資産の純増（△）減	△13,078
特定取引負債の純増減（△）	44,325
貸出金の純増（△）減	△46,061
預金の純増減（△）	△39,152
譲渡性預金の純増減（△）	194,636
債券の純増減（△）	107,853
借入金（劣後特約付借入金を除く）の純増減 （△）	22,167
社債（劣後特約付社債を除く）の純増減（△）	△68,424
預け金（無利息預け金を除く）の純増（△）減	△8,090
コールローン等の純増（△）減	△55,088
買入金銭債権の純増（△）減	△313,342
債券貸借取引支払保証金の純増（△）減	9,439
コールマネー等の純増減（△）	△85,357
債券貸借取引受入担保金の純増減（△）	141,718
短期社債（負債）の純増減（△）	715,122
信託勘定借の純増減（△）	27,700
資金運用による収入	△1,482
資金調達による支出	58,445
売買目的有価証券の純増（△）減	△24,927
運用目的の金銭の信託の純増（△）減	3,113
リース債権及びリース投資資産の純増（△）減	7,602
その他	8,281
	△115,818
小計	567,801
法人税等の支払額	△4,964
営業活動によるキャッシュ・フロー	562,837

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△998,025
有価証券の売却による収入	60,619
有価証券の償還による収入	354,140
金銭の信託の設定による支出	△10,328
金銭の信託の解約及び配当による収入	6,250
有形固定資産（リース資産を除く）の取得による支出	△1,081
有形固定資産（リース資産を除く）の売却による収入	19,336
その他	△2,912
投資活動によるキャッシュ・フロー	△572,001
財務活動によるキャッシュ・フロー	
劣後特約付社債の償還による支出	△765
少数株主からの払込みによる収入	749
配当金の支払額	△5,773
少数株主への配当金の支払額	△1,620
その他	△88
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,498
現金及び現金同等物に係る換算差額	10
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△16,651
現金及び現金同等物の期首残高	405,926
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 389,275

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>Shinsei Asset Management (India) Private Limited他3社は設立により、当第1四半期連結会計期間から連結しております。</p> <p>また、Shinsei Capital (USA), Ltd. 及びWoori SB Third Asset Securitization Specialty Co., Ltd. は清算により、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 106社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社</p> <p>① 持分法適用関連会社の変更</p> <p>Woori SB Tenth Asset Securitization Specialty Co., Ltd. は設立により、当第1四半期連結会計期間から持分法を適用しております。</p> <p>また、Servicegesellschaft Kreditmanagement mbHは株式売却により、持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>② 変更後の持分法適用関連会社の数 30社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p> <p>これによる四半期連結損益計算書に与える影響は軽微であります。</p>

	<p style="text-align: center;">当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p>
	<p>(借手側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、平成20年3月31日以前に取引が開始した当該取引については、前連結会計年度末日における未経過リース料残高又は未経過リース料残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、当期首に取得したものとしてリース資産に計上しております。</p> <p>(貸手側)</p> <p>従来、「有形固定資産」中の有形リース資産及び「無形固定資産」中の無形リース資産として表示していた所有権移転外ファイナンス・リース取引については、所有権移転ファイナンス・リース取引と合わせて、「リース債権及びリース投資資産」として表示しております。</p> <p>また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、リース料受取時にリース収益及びリース原価を計上する方法によっております。</p> <p>なお、平成20年3月31日以前に取引が開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末日における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の当期首の価額として計上しております。これにより、リース取引を主たる事業とする連結子会社において、原則的な処理を行った場合に比べ、税金等調整前四半期純利益が11,311百万円減少しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
2. 貸倒引当金の計上方法	「破綻先」及び「実質破綻先」に係る債権等並びに「破綻懸念先」及び「要管理先」等で個別の予想損失額を引き当てている債権等以外の債権に対する貸倒引当金については、平成20年3月期の予想損失率を適用して計上しております。
3. 税金費用の計算	<p>(1) 法人税等の計算</p> <p>一部の連結子会社の法人税等については、年度決算と同様の方法により計算しておりますが、納付税額の算出に係る加減算項目及び税額控除項目は、重要性の高い項目に限定して適用しております。</p> <p>(2) 繰延税金資産の回収可能性の判断</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断については、一時差異の発生状況について前連結会計年度末から大幅な変動がないと認められる場合は、前連結会計年度末の検討において使用した将来の業績予測及びタックス・プランニングの結果を利用しております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
税金費用の計算	税金費用は、四半期会計期間を含む年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じることにより算定しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																																																																																								
<p>※1. 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">2,732百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">53,963百万円</td> </tr> <tr> <td>3カ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">5,131百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">31,271百万円</td> </tr> </table> <p>また、「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">746百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">5,285百万円</td> </tr> <tr> <td>3カ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">1,196百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">9,861百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※2. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p style="margin-left: 20px;">担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金</td> <td style="text-align: right;">643百万円</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td style="text-align: right;">47,380百万円</td> </tr> <tr> <td>特定取引資産</td> <td style="text-align: right;">4,993百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">1,044,214百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">138,852百万円</td> </tr> <tr> <td>リース債権及びリース投資資産</td> <td style="text-align: right;">23,332百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">2,357百万円</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">預金</td> <td style="text-align: right;">1,291百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td style="text-align: right;">140,000百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td style="text-align: right;">863,543百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">77,119百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td style="text-align: right;">906百万円</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券187,383百万円を差し入れております。</p> <p style="margin-left: 20px;">また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は363百万円、保証金は17,944百万円、デリバティブ取引の差入担保金は6,741百万円であります。</p> <p>※3. その他資産には、割賦売掛金408,694百万円が含まれております。</p> <p>※4. 有形固定資産の減価償却累計額 125,218百万円</p> <p>※5. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産に含めて表示しております。</p> <p style="margin-left: 20px;">相殺前の金額は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">146,960百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">6,984百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">139,975百万円</td> </tr> </table>	破綻先債権額	2,732百万円	延滞債権額	53,963百万円	3カ月以上延滞債権額	5,131百万円	貸出条件緩和債権額	31,271百万円	破綻先債権額	746百万円	延滞債権額	5,285百万円	3カ月以上延滞債権額	1,196百万円	貸出条件緩和債権額	9,861百万円	現金預け金	643百万円	買入金銭債権	47,380百万円	特定取引資産	4,993百万円	有価証券	1,044,214百万円	貸出金	138,852百万円	リース債権及びリース投資資産	23,332百万円	有形固定資産	2,357百万円	預金	1,291百万円	コールマネー及び売渡手形	140,000百万円	債券貸借取引受入担保金	863,543百万円	借入金	77,119百万円	支払承諾	906百万円	のれん	146,960百万円	負ののれん	6,984百万円	差引額	139,975百万円	<p>※1. 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">2,173百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">42,528百万円</td> </tr> <tr> <td>3カ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">4,792百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">54,980百万円</td> </tr> </table> <p>また、「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">2,635百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">4,908百万円</td> </tr> <tr> <td>3カ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">1,340百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">6,782百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※2. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p style="margin-left: 20px;">担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金</td> <td style="text-align: right;">643百万円</td> </tr> <tr> <td>買入金銭債権</td> <td style="text-align: right;">47,380百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">530,791百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">19,192百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">2,221百万円</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">預金</td> <td style="text-align: right;">1,058百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td style="text-align: right;">180,000百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td style="text-align: right;">148,421百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">80,294百万円</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td style="text-align: right;">908百万円</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">なお、上記借入金の担保として、未経過リース債権33,429百万円を差し入れております。</p> <p style="margin-left: 20px;">上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券162,420百万円を差し入れております。</p> <p style="margin-left: 20px;">また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は91百万円、保証金は17,623百万円、デリバティブ取引の差入担保金は5,603百万円であります。</p> <p>※3. その他資産には、割賦売掛金421,817百万円が含まれております。</p> <p>※4. 有形固定資産の減価償却累計額 303,401百万円</p> <p>※5. のれん及び負ののれんは相殺して無形固定資産に含めて表示しております。</p> <p style="margin-left: 20px;">相殺前の金額は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">149,314百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">7,075百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">142,239百万円</td> </tr> </table>	破綻先債権額	2,173百万円	延滞債権額	42,528百万円	3カ月以上延滞債権額	4,792百万円	貸出条件緩和債権額	54,980百万円	破綻先債権額	2,635百万円	延滞債権額	4,908百万円	3カ月以上延滞債権額	1,340百万円	貸出条件緩和債権額	6,782百万円	現金預け金	643百万円	買入金銭債権	47,380百万円	有価証券	530,791百万円	貸出金	19,192百万円	有形固定資産	2,221百万円	預金	1,058百万円	コールマネー及び売渡手形	180,000百万円	債券貸借取引受入担保金	148,421百万円	借入金	80,294百万円	支払承諾	908百万円	のれん	149,314百万円	負ののれん	7,075百万円	差引額	142,239百万円
破綻先債権額	2,732百万円																																																																																								
延滞債権額	53,963百万円																																																																																								
3カ月以上延滞債権額	5,131百万円																																																																																								
貸出条件緩和債権額	31,271百万円																																																																																								
破綻先債権額	746百万円																																																																																								
延滞債権額	5,285百万円																																																																																								
3カ月以上延滞債権額	1,196百万円																																																																																								
貸出条件緩和債権額	9,861百万円																																																																																								
現金預け金	643百万円																																																																																								
買入金銭債権	47,380百万円																																																																																								
特定取引資産	4,993百万円																																																																																								
有価証券	1,044,214百万円																																																																																								
貸出金	138,852百万円																																																																																								
リース債権及びリース投資資産	23,332百万円																																																																																								
有形固定資産	2,357百万円																																																																																								
預金	1,291百万円																																																																																								
コールマネー及び売渡手形	140,000百万円																																																																																								
債券貸借取引受入担保金	863,543百万円																																																																																								
借入金	77,119百万円																																																																																								
支払承諾	906百万円																																																																																								
のれん	146,960百万円																																																																																								
負ののれん	6,984百万円																																																																																								
差引額	139,975百万円																																																																																								
破綻先債権額	2,173百万円																																																																																								
延滞債権額	42,528百万円																																																																																								
3カ月以上延滞債権額	4,792百万円																																																																																								
貸出条件緩和債権額	54,980百万円																																																																																								
破綻先債権額	2,635百万円																																																																																								
延滞債権額	4,908百万円																																																																																								
3カ月以上延滞債権額	1,340百万円																																																																																								
貸出条件緩和債権額	6,782百万円																																																																																								
現金預け金	643百万円																																																																																								
買入金銭債権	47,380百万円																																																																																								
有価証券	530,791百万円																																																																																								
貸出金	19,192百万円																																																																																								
有形固定資産	2,221百万円																																																																																								
預金	1,058百万円																																																																																								
コールマネー及び売渡手形	180,000百万円																																																																																								
債券貸借取引受入担保金	148,421百万円																																																																																								
借入金	80,294百万円																																																																																								
支払承諾	908百万円																																																																																								
のれん	149,314百万円																																																																																								
負ののれん	7,075百万円																																																																																								
差引額	142,239百万円																																																																																								

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

- ※1. その他業務収益には、リース収入37,126百万円を含んでおります。
- ※2. その他経常収益には、金銭の信託運用益3,500百万円を含んでおります。
- ※3. その他業務費用には、リース原価32,895百万円を含んでおります。
- ※4. 営業経費には、のれん償却額2,060百万円並びに株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びシンキ株式会社並びにそれらの連結子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上された無形資産の償却額928百万円を含んでおります。
- ※5. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額7,888百万円及び金銭の信託運用損119百万円を含んでおります。
- ※6. 特別利益には、固定資産処分益10,351百万円を含んでおります。
- ※7. 特別損失には、固定資産処分損失引当金繰入額3,032百万円を含んでおります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

※. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

平成20年6月30日現在

現金預け金勘定	544,913 百万円
有利息預け金	△155,638 百万円
現金及び現金同等物	<u>389,275 百万円</u>

(株主資本等関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

		当第1四半期連結会計期間末株式数
発行済株式		
普通株式		2,060,346
合計		2,060,346
自己株式		
普通株式		96,437
合計		96,437

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権は、すべて当行のストックオプションとしての新株予約権であります。

3. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月14日 取締役会	普通株式	5,773	2.94	平成20年3月31日	平成20年6月5日	その他利益剰 余金

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年6月30日現在)

	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	304,281	304,744	462
社債	75,176	75,739	562
その他	11,679	12,601	921
合計	391,138	393,084	1,946

(注) 時価は、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年6月30日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	22,266	20,837	△1,429
債券	1,130,982	1,126,129	△4,852
国債	941,947	937,299	△4,647
地方債	2,207	2,228	21
社債	186,827	186,601	△226
その他	513,072	483,339	△29,732
合計	1,666,321	1,630,306	△36,014

(注) 1. 四半期連結貸借対照表計上額は、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「その他」は主として外国債券であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって四半期連結貸借対照表価額とし、評価差額を当第1四半期連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という)しております。当第1四半期連結会計期間におけるこの減損処理額は3,655百万円であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準における有価証券発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先
要注意先
正常先

時価が取得原価に比べて下落
時価が取得原価に比べて30%以上下落
時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

当第1四半期連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成20年6月30日現在)
該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成20年6月30日現在)

	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	129,127	129,127	—

(注) 四半期連結貸借対照表計上額は、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づき計上したものであります。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成20年6月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	68,791	86	86
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	11,014,103	3,446	3,446
	金利スワップション	5,082,631	△259	9,909
	金利オプション	238,225	△194	125
	その他	—	—	—
	合計	—	3,079	13,568

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. デリバティブ取引の評価に際しては、合理的な方法に基づいて算定した信用リスク及び流動性リスクを特定取引資産等の減価により反映させており、当第1四半期連結会計期間末における減価額の合計はそれぞれ1,286百万円及び3,917百万円であります。なお、以下(6)クレジットデリバティブ取引までの各取引に記載されている数値は、当該リスク減価前の数値であります。

(2) 通貨関連取引 (平成20年6月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	1,512,109	△2,930	△2,930
	為替予約	4,339,048	△8,249	△8,249
	通貨オプション	19,228,674	15,438	21,674
	その他	—	—	—
	合計	—	4,257	10,493

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の四半期連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引（平成20年6月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	株式指数先物	11,980	△517	△517
	株式指数オプション	291	276	6
	個別株オプション	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション	484,595	2,756	△546
	有価証券店頭指数等スワップ	1,000	126	126
	その他	194,266	15,304	15,282
	合計	—	17,947	14,352

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引（平成20年6月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	債券先物	48,958	△149	△149
	債券先物オプション	33,675	333	94
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	183	△55

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引（平成20年6月30日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成20年6月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	3,383,221	22,656	5,799
	その他	—	—	—
	合計	—	22,656	5,799

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. スtock・オプションにかかる当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
 営業経費 186百万円

2. 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第20回新株予約権		第21回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 12名 当行執行役員 8名 当行従業員 104名		当行執行役員 1名 当行従業員 29名	
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)1	普通株式 1,445,000株	普通株式 1,385,000株	普通株式 1,049,000株	普通株式 1,032,000株
付与日	平成20年5月30日		平成20年5月30日	
権利確定条件	(注)2		(注)2	
対象勤務期間	平成20年5月30日から平成22年6月1日まで	平成20年5月30日から平成24年6月1日まで	平成20年5月30日から平成22年6月1日まで	平成20年5月30日から平成24年6月1日まで
権利行使期間	平成22年6月1日から平成30年5月13日まで	平成24年6月1日から平成30年5月13日まで	平成22年6月1日から平成30年5月13日まで	平成24年6月1日から平成30年5月13日まで
権利行使価格(円)	416		416	
付与日における公正な評価単価(円)	155	166	155	166

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 原則として、対象勤務期間を通じて継続して勤務することにより権利が確定します。但し、「新株予約権付与契約」に定められた一定の事由が生じた場合には、権利が確定または失効する場合があります。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	363.15	364.35

2. 1株当たり四半期純利益金額等

		当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	円	5.53

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益	百万円	10,863
普通株主に帰属しない金額	百万円	-
普通株式に係る四半期純利益	百万円	10,863
普通株式の期中平均株式数	千株	1,963,909

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

株式取得による会社等の買収(子会社化)について

1. 取得の概要及び目的

当行は、平成20年7月11日付で、ゼネラルエレクトリック(GE)グループにおける消費者金融業務を行うGEジャパン・ホールディングス合同会社との間で、同社の子会社であるGEコンシューマー・ファイナンス株式会社及びその子会社の買収に関して合意いたしました。

当該合意に基づき、当行グループは、GEコンシューマー・ファイナンス株式会社の全株式を取得するとともに、同社への貸出を行い、同社及びその子会社の全事業を買収する予定です。これによって、GEコンシューマー・ファイナンス株式会社及びその子会社は当行の連結子会社となります。

当買収は、当行グループの既存のリテール・バンキング業務及びコンシューマー・ファイナンス業務の基盤の強化・拡大を図ることを目的としており、これらの既存の業務との大きなシナジー効果を見込んでおります。

2. 株式取得の相手先

GEジャパン・ホールディングス合同会社

3. 買収対象会社の概要

(1) 名称 GEコンシューマー・ファイナンス株式会社

(2) 主な事業内容 消費者金融業、住宅ローン事業、信販業等

(3) 規模(単体ベース)

総資産	10,228億円	(平成19年12月31日現在)
うち営業貸付金	8,367億円	
うち貸倒引当金	△337億円	
総負債	9,644億円	(平成19年12月31日現在)
うち借入金	7,164億円	
うち利息返還損失引当金	2,219億円	
純資産	583億円	(平成19年12月31日現在)
資本金	1,012億円	(平成19年12月31日現在)
売上高	2,081億円	(平成19年12月期)
経常利益	△1,137億円	
うち利息返還損失引当金繰入額	1,671億円	
当期純利益	△1,205億円	
従業員数	約2,000人	(平成20年3月31日現在)

(4) 子会社

GE Money ファイナンス株式会社

ジー・シー有限会社

株式会社エヌシーカード仙台

エルネット株式会社

4. 株式取得の時期

当局からの必要な許認可などクロージングのための条件が満たされることを前提としたもので、平成20年9月末までに全株式を取得する予定です。

5. 取得する株式の数、取得後の持分比率及び買収総額

(1) 取得株式数 117,461株

(2) 取得後の持分比率 100%

(3) 買収総額 5,800億円(株式の取得価額及び当行による貸出実行額の総額)

6. 支払資金の調達及び支払方法

取得のための資金は、通常の営業活動の範囲における調達にてまかない、支払は全額現金にて行います。

7. その他重要な特約等

買取時の消費者ローン及びクレジットキャッシング顧客からの将来の過払利息返還請求については、2,040億円を超えるグレーゾーン金利関連費用につき、GEが負担することで合意しております。

2 【その他】

(剰余金の配当)

平成20年5月14日開催の取締役会において、第9期の期末配当をおこなうことを次のとおり決議しました。

期末配当金額

普通株式 5,773百万円

1株当たりの期末配当金

普通株式 2円94銭

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月12日

株式会社新生銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 順子 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松本 繁彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 順二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社新生銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成20年7月11日付で、GEジャパン・ホールディングス合同会社との間で、同社の子会社であるGEコンシューマー・ファイナンス株式会社及びその子会社の買収に関して合意した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。